

墨田区職員定数条例の一部を改正する条例（案）概要

1 改正理由

本区では、人口が28万人を超えるとともに、少子高齢化への対応をはじめ、行政需要は刻々と変化し、その内容は複雑化・高度化しており、取り組むべき業務量がますます増大していくことが想定される。

また人材の採用環境が非常に厳しい状況にある中で、将来にわたり区政を担う人材を確保していくためには、柔軟な働き方への対応等、職員が心身の健康を保ち、その能力を最大限に発揮できるよう職場環境を整備することも重要である。

については、増大する行政ニーズ等に的確に対応し、持続可能な行政サービスを確実に提供できるよう、墨田区職員定数条例を改正し、職員体制を構築する。

2 内容

- (1) 墨田区職員定数条例における区長等の事務部局の職員定数を1,844人から1,882人に、合計を1,862人から1,900人に改める。
- (2) 定数外とする職員に配偶者同行休業を取得している者を加える。

3 施行期日

令和6年4月1日